

# 早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2014年7月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2014年6月号掲載)

## 第37回 中国特許民事訴訟の基礎

### 1.概要

第36回に引き続き中国における特許民事訴訟について解説する。

### 2. 特許無効宣告により遡及効を有さない場合

特許権の無効を宣告した決定は、特許権無効宣告前に既に人民法院が下し、かつ、執行した特許権侵害判決、調解書、既に履行または強制執行を行った特許侵害紛争の処理決定、ならびにすでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、原則として遡及力を有しない(専利法第47条)。判決確定後に特許が無効宣告される場合があるが、悪意のある場合を除き、訴訟経済、当事者間の訴訟負担を軽減すべく、原則として遡及力を有しない旨規定したものである。

ここで、専利法第47条における「特許権無効宣告前」とは、復審委員会における無効宣告審査決定日をいい、復審委員会が無効宣告請求決定書を発送した日、または特許権者が同決定書を受領した日でもない点に注意すべきである。「特許権無効宣告前」が正確に何時かが問題となった判例を紹介する。

### 3.事例紹介

#### (1)概要

無効宣告請求により特許が無効となった場合、特許権は初めから無かったものとみなされる(専利法第47条)。ただし、専利法第47条第2項では、判決が確定し既に執行が完了していた場合は、一定条件下で遡及効を発生させないことにより、紛争の蒸し返しを防止せんとしている。専利法第47条第2項は以下のとおり規定している。

#### 専利法第47条第2項

特許権の無効の決定は、特許権が無効とされる前に人民法院が言い渡しかつすでに執行した特許権侵害の判決、調解書、すでに履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処

理決定、ならびにすでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、遡及効力を有しない。

専利法第 47 条第 2 項では「無効とされる前に」と規定しているが、無効宣告請求の決定日、決定書の発送日、または決定書の到達日のいずれであるかは明確ではない。

本事件では決定日の次の日が執行完了日であり、当該執行が、専利法第 47 条第 2 項の「無効とされる前」の執行に該当するか否かが問題となった。最高人民法院は、遡及力を発生させる基準となるのは決定日であるとする判決をなした<sup>1</sup>。

## (2)背景

### (i)特許の内容

2004 年 2 月 6 日喬宏岳は、国家知識産権局に「マイクロキャタピラースマート型農業用機械」と称する実用新型特許申請を行った。2005 年 2 月 16 日国家知識産権局は、喬宏岳に実用新型特許権を付与した。特許番号は ZL200420041558.6(以下、558 特許という)である。

2005 年 3 月 7 日秦豊公司(原告)と喬宏岳は《特許権譲渡契約》を締結し、本案特許を原告の所有とし、原告により年金が支払われた。2005 年 4 月 22 日国家知識産権局は本案特許権譲渡により登記を行った。

### (ii)訴訟の経緯

2007 年原告は市場において、東明公司(被告)が生産する 1YG-7.5 型リモコンマイクロ農機(以下、イ号製品という)が本案特許権を侵害するとして、被告に警告書を送付した。被告はこれに応じることなく大量生産及び販売を行い、かつメディア上に宣伝を行った。原告は、侵害行為の即時停止及び損害賠償 144 万元(約 2,300 万円)等を求めて陝西省西安市中級人民法院に提訴した。

被告はこれに対し、復審委員会に無効宣告請求を行った。2008 年 9 月 27 日特許復審委員会は第 12379 号無効宣告請求審査決定をなし、本案特許請求項 1、4、5、6 は無効、請求項 2、3 は有効と判断した。当該決定がなされた後、規定期間内に双方は行政訴訟を提起しなかった。

その後一審法院は審理を再開し、イ号製品は 558 特許を侵害すると判断し、イ号製

---

<sup>1</sup> 最高人民法院 2012 年 11 月 20 日判決 (2012) 民提字第 110 号

品の販売差し止め及び 15 万元(240 万円)の法定賠償を被告に命じる判決をなした<sup>2</sup>。被告はこれを不服として陝西省高級人民法院に上訴した。

#### (iii)第 2 回無効宣告請求

2009 年 6 月 22 日、訴外陝西金之誠包装材料有限公司は特許復審委員会に本案特許権の無効宣告請求を行った。2010 年 1 月 21 日、特許復審委員会は第 14443 号無効宣告請求審査決定をなし、既に効力を発した第 12379 号無効宣告審査決定の有効を維持し、請求項 2、3 は有効と判断した。陝西省高級人民法院は一審判決を維持する判決をなした<sup>3</sup>。

#### (iv)第 3 回無効宣告請求と再審請求

その後、さらに第 3 回目の無効宣告請求が、復審委員会に提出された。2011 年 3 月 25 日、復審委員会は第 16225 号無効宣告請求審査決定をなし、秦豊公司の本案特許権を全部無効とした。

専利法第 47 条第 1 項の規定に基づき、無効宣告された特許権は始めから存在しないものとみなされる。そのため原一、二審判決が認定した被告が特許権侵害を構成するという前提は存在しないこととなる。同時に、本案特許権第 16225 号の無効宣告決定をなした際、本案原一、二審判決は未だ執行を終えておらず、第 16225 号決定は原一、二審判決に対しても遡及力を有する事となる。被告は、民事訴訟法第 179 条第 1 項第 (一) の規定に基づき再審を申請した<sup>4</sup>。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 6 月号をご覧ください。

---

<sup>2</sup> 陝西省西安市中級人民法院 2009 年 6 月 5 日判決 (2008) 西民四初字第 18 号

<sup>3</sup> 陝西省高級人民法院 2010 年 11 月 3 日判決 (2009) 陝民三終字第 52 号

<sup>4</sup> なお、中国民事訴訟法第 179 条は 2012 年の改正により第 200 条へと改められた。第 200 条 (再審事由)

当事者の申立が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、再審をしなければならない。

第 1 号 新たな証拠があり、原判決、裁定を覆すのに足りる証拠